

# 伊丹大使設置要綱

## (目的)

第1条 「伊丹大使」(以下「大使」という。)は、様々な機会を活用し、伊丹のまちの魅力の紹介や伊丹のまちづくりに対する提言などを通じ、歴史・自然・文化が調和する臨空都市伊丹を全国に向け紹介するなど、本市を応援することを目的として設置する。

## (委嘱)

第2条 市長は、伊丹市出身もしくは伊丹市居住または伊丹市にゆかりのある伊丹と関係の深い著名人の方を、本人の同意を得て、大使に委嘱することができる。

## (活動内容)

第3条 大使が行う活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 伊丹のまちの魅力を日々の活動のなかで広く紹介すること。
- (2) まちづくりに対する提案などを市に対して行なうこと。
- (3) 本市の要請を受け、市民へのメッセージの提供や市の行事などに参加すること。

## (任期)

第4条 大使の任期は、5年とする。ただし、再委嘱を妨げない。なお、市長は本人より辞退の申し出があった場合などにおいて、双方協議のもとに委嘱を解くことができる。

## (旅費等)

第5条 大使は無報酬とする。

- 2 本市の要請を受け、大使が市の主催する事業に出席する場合には、市は旅費等の実費で必要と認められるものを支払うものとする。

## (情報提供等)

第6条 市は、市のPRのために必要な情報等を大使に提供するものとする。

- 2 市のPRを行うために必要な名刺を提供することができる。

## (その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別にこれを定める。

## 付 則

この要綱は、平成20年8月29日から施行する。